

一般会計決算等審査特別委員会

議会報告会・意見聴取会 令和3年（2021年）11月6日（土）、7日（日）

令和2年度一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会 委員名簿

(委員長) 池田実

(副委員長) 岡田和則

後藤吾郎

中里成光

くりはらえりこ

保坂令子

志田一宏

大石和久

高野洋一

決算等審査特別委員会への付託議案

議案 第25号	令和2年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について	決算等審査特別委員会へ付託 本会議において原案認定 (賛成多数) (令和3年10月1日)
議案 第26号	令和2年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算等審査特別委員会へ付託 本会議において原案認定 (総員賛成) (令和3年10月1日)
議案 第27号	令和2年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算等審査特別委員会へ付託 本会議において原案認定 (賛成多数) (令和3年10月1日)
議案 第28号	令和2年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算等審査特別委員会へ付託 本会議において原案認定 (総員賛成) (令和3年10月1日)
議案 第29号	令和2年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算等審査特別委員会へ付託 本会議において原案認定 (総員賛成) (令和3年10月1日)
議案 第30号	令和2年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算等審査特別委員会へ付託 本会議において原案認定 (賛成多数) (令和3年10月1日)
議案 第31号	令和2年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算等審査特別委員会へ付託 本会議において原案可決及び認定 (総員賛成) (令和3年10月1日)

審査日程

9月21日 (火曜日) 午前9時30分	議会費、消防費、総務費（総務部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び共生共創部所管部分）、土木費（総務部所管部分）、民生費（共生共創部所管部分）、商工費（共生共創部所管部分）、教育費（共生共創部所管部分）、公共用地先行取得事業特別会計
9月22日 (水曜日) 午前9時30分	総務費（健康福祉部所管部分）、民生費（健康福祉部所管部分）、衛生費、教育費（健康福祉部所管部分）、土木費（環境部所管部分）、介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計
9月24日 (金曜日) 午前9時30分	総務費（市民防災部及びまちづくり計画部所管部分）、民生費（市民防災部所管部分）、労働費、商工費（市民防災部所管部分）、観光費、農林水産業費、土木費（都市整備部及びまちづくり計画部所管部分）、下水道事業会計、大船駅東口市街地再開発事業特別会計
9月27日 (月曜日) 午前9時30分	総務費（都市景観部、歴史まちづくり推進担当及び教育文化財部所管部分）、土木費（都市景観部所管部分）、民生費（こどもみらい部所管部分）、教育費（こどもみらい部及び教育文化財部所管部分）、公債費、諸支出金、予備費、歳入、実質収支に関する調書、財産に関する調書
9月28日 (火曜日) 午前9時30分	まとめ

審査のポイント

- ▶ 予算審査における議会の指摘事項の反映状況や、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画の諸施策の進捗状況などを中心に、予算の適正な執行と、その行政効果について、担当部課への質疑等を行うとともに、重要課題として市長に出席を求め、その見解をただしました。

審査の結果

- 審査後、採決を行い、一般会計決算、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計は多数の賛成により認定。
- 大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計及び介護保険事業特別会計は総員の賛成により認定。下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定は、全会一致をもって原案のとおり可決及び認定しました。

決算特別委員会で全会一致となった3つの意見

- ▶ (1) 防災に関する取組について
 - ▶ 避難行動要支援者への支援策として、具体的な避難方法についての個別避難計画を作成するとともに、崖崩れや浸水、津波など災害リスクが高い地域においては、地域の避難計画の作成があわせて進められることを求める。また、避難路整備が進んでいない現状において、命を守るための防災対策の一層の充実を求める。
- ▶ (2) 文化財的資産の保全・活用について
 - ▶ 指定文化財に加えて、歴史や文化を伝承する遺構や建造物など、市内に点在する文化財的資産に関し、保全・活用する体制の構築に向けた調整や、計画的な耐震化により、一層の市民利用および分散型観光の資産としての活用を求める。あわせて、古都鎌倉にふさわしい文化財行政を進める上での政策や事業を打ち出す際には、行政としての説明責任を果たし、市民、議会の理解を十分に得た上で取り組むことを求める。
- ▶ (3) 子供に関する取組について
 - ▶ コロナ禍における、子供たちの学習環境や家庭環境の変化に対し、児童・生徒一人一人の悩みに寄り添った、きめ細やかな相談・対応や経済的支援を求める。また、放課後の居場所について、放課後かまくらっ子においては、指定管理者による運営状況の把握を行うとともに、地域においても多様な放課後の居場所づくりを求める。そのほか、通学路の危険箇所について、早急な安全対策の実施を求める。